

令和3年度第2回豊橋交通安全対策検討委員会議事録（外部委員）

日 時	令和3年10月12日（火）9：30～11：20
場 所	豊橋市役所 東館13階 講堂
出席者	別紙のとおり
傍聴者	0名

司 会：本日はご多用中、ご参集頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより「令和3年度第2回豊橋交通安全対策検討委員会」を開催させていただきます。会議に先立ちまして、委員の皆様をご紹介するのが本意ではございますが、時間の都合上、お手元の「豊橋市交通安全対策検討委員会名簿」をもって紹介に代えさせていただきます。それでは、これより議事に入りたいと思います。「豊橋市交通安全対策検討委員会設置要綱第4条の規定」により委員長が議事を主宰することとなっておりますので、委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：はじめに本日の会議は「豊橋市交通安全対策検討委員会設置要綱第8条」の「豊橋市交通安全対策検討委員会の運営について」に基づき、「公開」で開催させていただきます。あわせて議事録作成のため議事内容を録音させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。それでは議事（1）の「第11次豊橋市交通安全計画（案）」について事務局より説明願います。

事務局：【資料に基づき説明】

委員長：只今、計画（案）について説明がありましたが、特に前回の計画と変わった点やポイントを教えてください。

事務局：資料20頁、交通安全戦略のAction1「交通安全思想の普及徹底」についてです。そのうち、取組項目2「効果的な広報啓発活動の推進」及び5「地域における交通安全活動の実施」について、新規・拡充していきたいと考えております。2「効果的な広報啓発活動の推進」につきましては、毎月、広報とよはしで交通安全に関する内容を掲載しておりますが、これに限らず、SNSなどの媒体や交通安全動画を新たに作成し配信していきたいと考えております。5「地域における交通安全活動の実施」につきましては、高齢者交通ボランティアがより活発的に活動いただける支援をしていきたいと考えております。

事務局：資料21頁、交通安全戦略のAction2「子供と高齢者の安全確保」につきましては、これまでどおりの事業に併せて、高齢者の方を中心に取組項目6「公共交通の利用促進」を実施することにより、移動手段の確保に取り組んでいきたいと考えております。

資料22頁、交通安全戦略のAction3「道路横断及び自転車の安全確保と交通ルール意識の向上」につきましては、取組項目1「事故危険箇所対策の推進」をし、道路横断での交通事故が多いことから横断歩道の交通安全対策及び3「効果的な広報活動の推進」を進めていきたいと考えております。新規の取組項目ではありませんが4「交通安全施設の整備の推進」ということで、警察主体で取り組んでいる歩車分離の信号機設置は市内でも進めていきたいと考えております。

資料23頁、交通安全戦略のAction4「生活道路・幹線道路における安全確保」につきましては、継続して取り組んでいく内容となりますが、必要に応じて、ゾーン30やキッズゾーンの設定について、関係部局等と調整しながら進めていきたいと考えております。

資料23頁、交通安全戦略のAction5「先端技術の活用や交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進」につきましては、取組項目1「交通事故危険箇所の可視化」ということで、交通ビッグデータを基に分析された市内の交通事故危険箇所を可視化することにより、誰もが危険箇所を見られる状況にしていきたいと考えております。5「ICTを活用した救急体制の充実」ということで、救急車がより迅速に交通事故現場へ配車できる体制づくりを進めていければと考えております。

以上が全計画との変更点となります。

委員長：只今、事務局より説明がありました内容について何かご意見などございますか。

委員：他都市の計画も見ておりますが、豊橋市の計画（案）については、横断、子供、人優先にかなり重点を置いており、他都市にはない、しっかりとしたビジョンを持った計画となっており大変、良いと思います。

細かい部分となりますが、意見させていただきます。

資料14頁のタイトル「歩行者や自転車の交通安全確保と交通ルール遵守の意識向上」とありますが、この表記だと交通ルール遵守の意識向上が歩行者と自転車の方に掛かっているようにも思えるので、「交通ルール遵守の意識向上による歩行者や自転車の交通安全確保」としてはどうでしょうか。また、「横断歩道外での道路横断での死亡事故も毎年発生していることから、ドライバーや歩行者へ道路の横断に関する交通ルールの再認識を促す取組みも必要です。」と記載がありますが、道路交通法第38条の2には、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていな

い場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならないとありますので、補足で別途記載することにより、正しい交通ルールを伝えることができるのでは。このほか、歩行者については、道路交通法第13条に車両等の直前又は直後で道路を横断してはならないことを記載するとより分かりやすくなるのではないかと思いますので、検討ください。

資料15頁「先端技術を活用した交通安全対策の推進」に幹線道路では、追突事故が多いとの記載がありますが、死亡重傷率は低いため、死亡事故の多い交差点での歩行者、自転車巻き込み事故についても、触れるとよいのではないかと思います。対策として、歩車分離式信号の普及が考えられますので、資料22頁のAction3「道路横断及び自転車の安全確保と交通ルール意識の向上」の取組項目4に同内容が記載されておりますので、資料23頁のAction4「生活道路・幹線道路における安全確保」の取組項目にも再掲していただくとよいのではないかと思いますので、検討ください。

事務局：資料14頁のタイトル「歩行者や自転車の交通安全確保と交通ルール遵守の意識向上」及び「道路交通法の補足の表記方法」につきましては、再度、検討させていただきます。

資料15頁の「先端技術を活用した交通安全対策の推進」及び資料23頁のAction4「生活道路・幹線道路における安全確保」の取組項目につきましては、ご指摘のとおり内容を改めます。

委員長：先ほど、歩行者と自転車の通行を分離される信号機についての話題が上がりましたが設置を進めているのか。また、効果についても分かれば教えてください。

委員：巻き込み事故対策として、歩車分離式信号は増えてきております。また、自動車側の対策としては、対向の分離といった対策も実施した信号機も増えてきている状況にあります。ただし、分離しすぎてしまうと交通渋滞の原因にもなるので、地元や交通課の規制係と調整しながら進めていきたい。効果については、長きにわたって調査していかなければ分かりませんが、今後も歩車分離式信号の設置を進め、データ分析していく予定です。

委員長：ほかにご意見はございますか。

委員：資料22頁の取組項目5の取組内容に自転車利用のマナーとありますが、道路交通法では軽車両として扱っているので、マナーではなく、交通ルールと記載した方がよいのでは。マナーと記載すると努力義務と感じられ弱いと思われます。

事務局：止まれについては、自転車も止まらなければならない点も踏まえ、再度、検討していきます。

委員長：高校生に対しての交通教育の状況を教えてください。

木下委員：警察の方やスタントマンに来ていただき、1～2時間かけてかならず交通安全教育を実施しています。このほか、地域の方からは交通安全に関するご指摘をいただく時もありますので、機会をとらえ生徒に対し、注意喚起をしております。

委員長：ほかにご意見はございますか。

委員：高齢者の横断中の事故が多くあります。高齢者の死亡した案件はすべてドライバーから見ると右から横断し、夜間に発生しております。老人クラブを通じて講話による安全教育の中で、なるべく早くドライバーに発見してもらえるよう反射材の着用を促しております。今後も、死亡事故の抑止に向けて、様々な活動に取り組んでいきます。

委員長：ほかにご意見はございませんか。

委員：標識が木に隠れていて見にくい場所があったり、路面に表示されている横断歩道のマークが消えている箇所があったりする場合は、どこに伝えるとよいですか。また、窓口があれば教えてください。

事務局：規制の標識であれば警察で管理している標識となります。規制によらないものは道路管理者で管理しております。安全生活課の主幹にご相談いただければ助言及び関係課へ引き継ぎをすることも可能です。

委員長：地元の方がこの標識はどこで管理しているか調べるのは大変だと思われるので、警察から出向いただいている安全生活課の主幹までご相談いただければ取次やすくなると思われます。

委員長：本年度に入り、千葉県で通学路において悲惨な事故が発生しております。本市については、本年度、通学路一斉点検の年というともあり、危険箇所をリストアップしているところであります。通学路対策ということで、国から方針がおりてきていれば、教えてください。

委員：具体的な方針は降りてきておりませんが、豊橋市で今年度実施している通学路一斉点検でリストアップいただいた危険箇所につきましては、現地調査を積極的に行っております。また、国道1号、23号線で通学路に指定されている箇所でガードレールの設置要望があった箇所につきましては、必要に応じて設置していきます。

委員：千葉県での死亡事故を受けて、全国で警察、道路管理者、教育委員会の3者合同の通学路一斉点検を実施していると思われませんが、豊橋市の場合はずっと2年に1回通学路一斉点検を実施しております。今回、リストアップされた危険箇所につきましては、約900箇所となります。先日、合同での現地調査を終え、現在、取りまとめている状況です。

委員：現地調査を実施し、危険であることが判明するも、中には角地に建物があり、車の出入りがあるため、ガードレールを設置するなどの対策を施しようがない箇所もあります。

委員長：このほか何かございますか。

委員：自転車の通行ルールについてですが、歩道と車道のどちらを走っていいかわからないため、周知徹底していく必要があると思います。また、公共交通の利用促進について、啓発を行っていくとありますが、インセンティブがないと進まないと思われれます。

事務局：自転車の交通ルールにつきましては、ご指摘のとおり周知徹底できていないことを踏まえ、引き続き、チラシ等により自転車利用五則の自転車は原則、車道を走るよう周知徹底を図ってまいります。

公共交通の利用促進につきましては、天候、健康状態等、状況によって公共交通等の移動手段を選択するよう啓発していきたいと考えております。過去に、老人会の方にマイ時刻表を作成いただき、バスの利用を促進したところ利用率が向上するという結果も出ております。インセンティブにつきましては、過去に福祉部局で70歳以上の方に交通助成券を配布するなどの事業を実施しておりましたが、財政的な面を踏まえ、よく検討していく必要があると考えております。

委員長：このほかに何か意見はございますか。

委員：キッズゾーンの設置要望の窓口を教えてください。

事務局：速度抑制などの関係もありますので、文書の形で警察等に相談・要望を上げていただければと思います。

委員長：このほかに何か意見はございますか。
それでは、今後の計画の策定スケジュールを事務局より説明ください。

事務局：計画策定のスケジュールですが、今日いただいたご意見を反映させたものを庁内の策定会議に諮った上で公表という流れになります。この計画に基づき実施していく事業につきましては、毎年この交通安全対策検討委員会において報告をしていく予定です。

委員長：続きまして、議題（２）予防型交通安全対策について、松尾委員から説明をお願いします。

委員：【資料に基づき説明】

委員長：只今の説明について、何かご意見はございますか。

委員：抽出された危険候補箇所について、止まれの文字が薄い箇所がありますが、他の道路でも見かけることがあります。

委員：危険候補箇所の写真につきましては、グーグルマップの画像を使用しており、現在の状況ではありませんのでよろしくお願いします。

委員長：議事は以上です。
その他、なにかご意見等ございますか。

委員：愛知県では今年度より、自転車交通安全教育のあり方検討会議を新たに設置しており、内容等につきましても、ホームページに掲載しておりますので、情報提供させていただきます。また、自転車の乗り方に関する教材を作成する予定でありますので、完成しましたら豊橋市にも送付させていただきます。

委員長：その他、なにかご意見等ございますか。
円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

司 会：本日はお忙しい中、会議にご出席いただき誠にありがとうございました。委員の皆様から大変貴重なご意見を頂戴し、改めてお礼申し上げるとともに、交通安全対策の更なる推進に役立てたいと存じます。

本日はありがとうございました。